議案第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。 令和6年(2024年)2月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例 宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)の一部を次のように改正する。 別表第1中

Γ

(1) 戸籍謄	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1	1 通につき450
抄本交付手	項から第5項まで又は第126条の規定に	円
数料	基づく戸籍の謄本又は抄本の交付	
(2) 戸籍の	戸籍法第120条第1項又は第126条の	1 通につき 4 5 0
全部又は一	規定に基づく磁気ディスクによって調製し	円(多機能端末機
部事項証明	た戸籍に記録されている事項の全部又は一	による交付にあっ
書交付手数	部を証明した書面の交付	ては、1通につき
料		350円)

を

Γ

(1) 戸籍謄 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1 1通につき450 抄本又は戸 項から第5項まで若しくは第126条の規 円(多機能端末機 籍の全部若 定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付 による交付にあっ しくは一部 又は同法第120条第1項、第120条の ては、1通につき 事項証明書 2第1項若しくは第126条の規定に基づ 350円) 交付手数料 く戸籍証明書(同法第120条第1 項に規定する戸籍証明書をいう。以下同

に改め、同表(3)の項を同表(2)の項とし、同項の次に次のように加える。

(3)戸籍 電子証明 書提供用 識別符号 発 行 手 数 料

戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく | 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報 | 用識別符号1件につ 通信技術を活用した行政の推進等に関する法 | き400円 律(平成14年法律第151号)第7条第1 項の規定により同法第6条第1項に規定する 電子情報処理組織を使用する方法(総務省令 で定めるものに限る。以下同じ。)により戸 籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場 合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が 同項の規定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用する方法により行われた場合に 限る。) における当該発行及び戸籍電子証明 書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明 書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明 書が証明する事項と同一の事項を証明する戸 籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求 を行う場合における当該発行を除く。)

| 戸籍電子証明書提供

別表第1(4)の項中「若しくは抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次 に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクによって調製した除かれた戸籍に 記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書(同法第120条第 1項に規定する除籍証明書をいう。以下同じ。)」に改め、同表(7)の項中「届書その他 市長の受理した書類の閲覧申請手数料」を「届書その他市長の受理した書類又は届書等情 報の内容を表示したものの閲覧申請手数料」に改め、「供する事務」の次に「又は同法第 120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事 務」を、「1件」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの1件」を加え、同項を同 表(8)の項とし、同表(6)の項中「届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他市長 が受理した書類の記載事項証明書交付手数料」を「届出若しくは申請の受理の証明書、届 書その他市長が受理した書類の記載事項証明書又は届書等情報の内容証明書交付手数料」 に、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第12 0条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表 (7)の項とし、同表(5)の項の次に次のように加える。

子証明書提 供用識別符 料

(6) 除籍電 | 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づ | 除籍電子証明書提供 く除籍電子証明書提供用識別符号の発行│用識別符号1件につ (情報通信技術を活用した行政の推進等に│き700円 号発行手数 関する法律第7条第1項の規定により同法 第6条第1項に規定する電子情報処理組織 を使用する方法により除籍電子証明書提供 用識別符号の発行を行う場合(当該発行に 係る除籍電子証明書の請求が同項の規定に より同項に規定する電子情報処理組織を使 用する方法により行われた場合に限る。) における当該発行及び除籍電子証明書提供 用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の 請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書 が証明する事項と同一の事項を証明する除 かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証 明書の請求を行う場合における当該発行を 除く。)

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	手数料を徴収する事務	手数料の金額	
(1) 戸籍謄抄本交付	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項か	1通につき450円	
<u>手数料</u>	ら第5項まで又は第126条の規定に基づ		
	く戸籍の謄本又は抄本の交付		
(2) 戸籍の全部又は	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定	1通につき450円(多機能	
一部事項証明書交付	に基づく磁気ディスクによって調製し	端末機による交付にあっ	
<u>手数料</u>	た戸籍に記録されている事項の全部又	ては、1通につき350円)	
	は一部を証明した書面の交付		
(3) 戸籍記載事項証	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項か	証明事項1件につき350円	
明書交付手数料	ら第5項まで又は第126条の規定に基づ		
	く戸籍に記載した事項に関する証明書		
	の交付		
(4) 除籍謄抄本若し	戸籍法第12条の2において準用する同法	1通につき750円	
くは除籍の全部若し	第10条第1項若しくは第10条の2第1項か		
くは一部事項証明書	ら第5項までの規定若しくは同法第126		
又は改製原戸籍謄抄	条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本		
本交付手数料	若しくは抄本又は同法第120条第1		
	項若しくは第126条の		
	規定に基づく <u>磁気ディスクによって調</u>		
	製した除かれた戸籍に記録されている		
	事項の全部又は一部を証明した書面の		
	交付		
(5) 除籍記載事項証	戸籍法第12条の2において準用する同法	証明事項1件につき450円	
明書交付手数料	第10条第1項若しくは第10条の2第1項か		
	ら第5項までの規定又は同法第126条の		
	規定に基づく除かれた戸籍に記載した		
	事項に関する証明書の交付		
(6) 届出若しくは申	戸籍法第48条第1項(同法第117条におい	1通につき350円(婚姻、離	

請の受理の証明書又	て準用する場合を含む。)の規定に基づ	婚、養子縁組、養子離縁又
は届書その他市長が	く届出若しくは申請の受理の証明書の	は認知の届出の受理につ
受理した書類の記載	交付又は同法第48条第2項(同法第117条	いて、請求により法務省
事項証明書交付手数	において準用する場合を含む。)若しく	令で定める様式による上
料	は第126条の規定に基づく届書その他市	質紙を用いる場合にあっ
	長の受理した書類に記載した事項の証	ては、1通につき1,400円)
	明書の交付	
<u>(7)</u> 届書その他市長	一 一 戸籍法第48条第2項(同法第117条におい	書類1件
(7) 届書その他市長 の受理した書類の閲	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づ	書類1件
		書類1件 につき350円
の受理した書類の閲	て準用する場合を含む。)の規定に基づ	
の受理した書類の閲	て準用する場合を含む。)の規定に基づ く届書その他市長の受理した書類を閲	

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	手数料を徴収する事務	手数料の金額
<u>(1)</u> 戸籍謄抄本又は	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から	1通につき450円(多機能
戸籍の全部若しくは	第5項まで若しくは第126条の規定に基づ	端末機による交付にあっ
一部事項証明書交付	<u>く戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同</u>	ては、1通につき350円)
<u>手数料</u>	法第120条第1項、第120条の2第1項若しく	
	は第126条の規定に基づく戸籍証明書(同	
	法第120条第1項に規定する戸籍証明書を	
	いう。以下同じ。)の交付	
(2) 戸籍記載事項証	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から	証明事項1件につき350円
明書交付手数料	第5項まで又は第126条の規定に基づく戸	
	籍に記載した事項に関する証明書の交付	
(3) 戸籍電子証明書	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく	戸籍電子証明書提供用識
提供用識別符号発行	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	別符号1件につき400円
手数料	(情報通信技術を活用した行政の推進等	

I	1	1
	に関する法律(平成14年法律第151号)第7	
	条第1項の規定により同法第6条第1項に	
	規定する電子情報処理組織を使用する方	
	法(総務省令で定めるものに限る。以下同	
	じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符	
	号の発行を行う場合(当該発行に係る戸	
	籍電子証明書の請求が同項の規定により	
	同項に規定する電子情報処理組織を使用	
	する方法により行われた場合に限る。)に	
	おける当該発行及び戸籍電子証明書提供	
	用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書	
	の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証	
	明書が証明する事項と同一の事項を証明	
	する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証	
	明書の請求を行う場合における当該発行	
	<u>を除く。)</u>	
(4) 除籍謄抄本若し	戸籍法第12条の2において準用する同法	1通につき750円
くは除籍の全部若し	第10条第1項若しくは第10条の2第1項か	
くは一部事項証明書	ら第5項までの規定若しくは同法第126条	
又は改製原戸籍謄抄	の規定に基づく除かれた戸籍の謄本	
本交付手数料	若しくは抄本 <u>の交付</u> 又は同法第120条第1	
	項 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の	
	規定に基づく除籍証明書(同法第120条第	
	1項に規定する除籍証明書をいう。以下同	
	<u>じ。</u>)の	
	交付	
(5) 除籍記載事項証	戸籍法第12条の2において準用する同法	証明事項1件につき450円
明書交付手数料	第10条第1項若しくは第10条の2第1項か	
	ら第5項までの規定又は同法第126条の規	
	定に基づく除かれた戸籍に記載した事項	
	に関する証明書の交付	

(6) 除籍電子証明書 提供用識別符号発行 手数料

戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する法律第7条第1項の規定により同 法第6条第1項に規定する電子情報処理組 織を使用する方法により除籍電子証明書 提供用識別符号の発行を行う場合(当該 発行に係る除籍電子証明書の請求が同項 の規定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用する方法により行われた場 合に限る。)における当該発行及び除籍電 子証明書提供用識別符号の発行に係る除 籍電子証明書の請求を行う者が同時に当 該除籍電子証明書が証明する事項と同一 の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若 <u>しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う</u> 場合における当該発行を除く。)

除籍電子証明書提供用識 別符号1件につき700円

(7) 届出若しくは申 請の受理の証明書、 届書その他市長が受 理した書類の記載事 項証明書又は届書等 情報の内容証明書交 付手数料

戸籍法第48条第1項(同法第117条におい て準用する場合を含む。)の規定に基づく 届出若しくは申請の受理の証明書の交 付、同法 第48条第2項(同法第117条にお いて準用する場合を含む。) 若しくは第 126条の規定に基づく届書その他市長の 受理した書類に記載した事項の証明書の 交付又は同法第120条の6第1項の規定に 基づく届書等情報の内容の証明書の交付

1通につき350円(婚姻、離 婚、養子縁組、養子離縁 又は認知の届出の受理に ついて、請求により法務 省令で定める様式による 上質紙を用いる場合にあ っては、1通につき1,400 円)

の受理した書類又は 申請手数料

(8) 届書その他市長 | 戸籍法第48条第2項(同法第117条におい て準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>届書等情報の内容を</u> 届書その他市長の受理した書類を閲覧に 表示したものの閲覧 | 供する事務又は同法第120条の6第1項の 規定に基づく届書等情報の内容を表示し

書類1件又は届書等情報 の内容を表示したもの1 件につき350円

たものを閲覧に供する事務	

備考 (略)

令和6年(2024年)1月22日 第23回都市経営会議資料

宝塚市一般事務手数料条例の 一部改正について (概要)

市民交流部 窓口サービス課

1 経緯等

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行されることに伴い、新たに提供可能となるサービスにかかる手数料の額を定めるため、宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する。

2 新たに提供可能となるサービス

- (1)戸籍(除籍)証明書の広域交付戸籍(除籍)証明書は、本籍地の市区町村役場で
 - 戸精(味精)証明書は、本精地の中区町村役場でのみ交付可能だったものが、本籍地以外で交付が可能となる。(本人、配偶者、直系尊属、直系卑属からの請求に限り、請求者の官公署発行の顔写真付き本人確認書類の提示が必須)
- (2) 戸籍(除籍)電子証明書提供識別用符号の発行 旅券発給申請等に際し提示することで、申請先が戸籍 電子証明書を確認できるようになり、戸籍証明書の添付 が不要となる予定。

3 改正の概要

- (1) 広域交付戸籍証明書の交付手数料は、戸籍証明書交付手数料と同額(1通450円)とする
- (2) 広域交付除籍証明書の交付手数料は、除籍証明書交付手数料と同額(1通750円)とする
- (3) 戸籍電子証明書提供識別用符号の発行手数料は、1件につき400円とする
- (4) 除籍電子証明書提供識別用符号の発行手数料は、1件 につき700円とする
- ※地方公共団体の手数料の標準に関する政令において定められた金額と同じ

4 施行期日

令和6年3月1日

戸籍情報連携システム (法務省)

●改正戸籍法(令和元年)施行に伴う対応について

1 手数料の対象となる新たに提供可能となるサービスの内容

(1) 戸籍(除籍)証明書の広域交付

戸籍(除籍)証明書は、本籍地の市区町村役場でのみ交付可能だったものが、本籍 地以外で交付が可能となる。

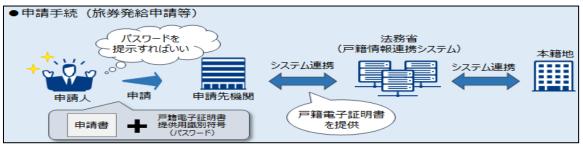
※ 本人、配偶者、直系尊属、直系卑属からの請求に限り、請求者の官公署発行の顔写 真付き本人確認書類の提示が必須。



(2) 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行

戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号(有効期限3か月のパスワード)の提示に より、戸籍電子証明書の確認が可能となり、申請手続きに際し戸籍証明書の添付が不 要になりオンラインで手続きが完結されるようになる予定。

- ※ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行は本年3月1日に開始するが、戸籍証明書の 添付に替えて戸籍電子証明書提供用識別符号の提示で可能な手続きは3月1日時点 では皆無。令和6年末からパスポート発給申請で活用開始予定。
- ※ マイナポータルを使用して発行することが可能(手数料は生じない)。
- ※ 同一の戸籍証明書と同時に請求された場合は手数料を徴収しない。

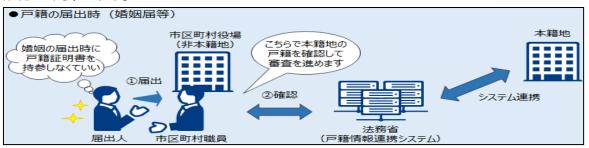


2 受付窓口

- ・改正戸籍法の施行後、当面の間、本庁(窓口サービス課)での受付に限定する。
- ・各SS・SCでの受付は、本庁での運用を経て実務的な課題を整理し、また、利用件 数の動向なども踏まえて、実施時期を検討する。

3 その他の改正戸籍法の施行による市民への影響(上記1以外のもの)

- (1) 戸籍関係の届出時における戸籍証明書等の添付省略
 - ・婚姻届などを本籍地以外の市区町村の窓口に届け出る場合、従来は戸籍証明書等を添付する必要があったが、届出先の市区町村において戸籍を確認することができるようになるため、改正戸籍法の施行日(本年3月1日)から原則として戸籍証明書等の添付が不要となる。



(2) 届書等情報 (スキャンデータ) の連携業務の開始

- ・これまで、戸籍関係の届出書は受理地の市区町村から戸籍の記載を行う本籍地の市区町村へ郵送により受け渡しを行っていたが、改正戸籍法の施行日(本年3月1日)以降に届け出られた届書については届書連携機能により届書等情報を受け渡すことで、戸籍記載に要する日数が短縮できる。
- ※ 改正戸籍法の施行日(本年3月1日)以降に届出られた届書については、原則、届 書記載事項証明書ではなく、届書等情報内容証明書を発行することになる。

4 市民への周知

- ・国において本年1月から、証明書の広域交付について、広報を開始している。
- ・本市においても、国広報に合わせて、市ホームページや広報紙などで周知する。

5 戸籍事務に関する手数料改定表

改正前		改正後	
事務の内容	手数料額	事務の内容	手数料額
戸籍謄抄本・戸籍証明書の	450円	戸籍謄抄本又は戸籍証明	450円
交付		書の交付 <u>(広域交付含</u>	〈改定なし〉
		<u>む。)</u>	
戸籍記載事項証明書の交付		事項1件当たり)	
	〈改正なし〉		
		戸籍電子証明書提供用識	400円
		別符号の発行	〈新規事務〉
除籍謄抄本・除籍証明書・	750円	除籍謄抄本又は除籍証明	750円
改製原戸籍謄抄本の交付		書の交付 <u>(広域交付含</u>	〈改定なし〉
	/ / / / /	<u> </u>	
除籍記載事項証明書の交付		事項1件当たり)	
	〈改正なし〉		
		除籍電子証明書提供用識	700円
		別符号の発行	〈新規事務〉
受理証明書・届書等の記載	350円	受理証明書・届書等の記	350円
事項証明書の交付	(上質紙 1400	載事項証明書・ <u>届書等情</u>	(上質紙 1400
	円)	<mark>報内容証明書</mark> の交付	円)
			〈改定なし〉
届書等の閲覧	3 5 0 円	届書等の閲覧、届書等情	350円
		報の内容を表示したもの	〈改定なし〉
		<u>の閲覧</u>	